

「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について実施要領

- (1) 設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事については本要領は適用されない。
- (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。
その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
 - ア. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
 - イ. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
 - ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
 - エ. その他、工事監督員が求める書類
- (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
 - ア. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
 - イ. ア. の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
- (4) 工事監督員等との協議の結果、設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
- (5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。
時間外（深夜）割増分労務費 = (労務単価 × K) × 作業時間数
※K (割増賃金係数) = 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数
労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。
※割増係数は、時間外 0.25、深夜 0.25 とする。(積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ (1.25-1=0.25) とする。)
- (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

以上